

国土交通省告示第五百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第三号の規定に基づき、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合（国土交通省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合</p> <p>第一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対して、住宅性能評価又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「法」という。）第六条の二第三項若しくは第四項の規</p>	<p>住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合</p> <p>第一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対して、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合</p>

定による確認（以下「住宅性能評価等」という。）の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価等の申請を行った場合

第二 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価等の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

1 3 4 （略）

第三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。）のいずれかが登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価の業務（法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認の業務を含む。以下同じ。）を行う場合に限る。）

1 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価等の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価等の申請を行った場合

2 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価等の申請に係る住宅について第二の1から4までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附則

この告示は、公布の日から施行する。

第二 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

1 3 4 （略）

第三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。）のいずれかが登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）

1 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

2 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について第二の1から4までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合